

## 令和6年第2回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年6月13日午前9時00分

---

○会議の場所 太地町議会議場

---

### ○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	8番 筋師光博君
9番 花村計君	10番 水谷育生君
11番 福田忠由君	

---

欠席議員（1名）

7番 三原勝利君

---

### ○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チェミ君 書記 松本悟君

---

### ○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	住民福祉課主幹 水谷由美君
産業建設課長 山下真一君	産業建設課副課長 井上正哉君
産業建設課副主幹 奥田耕司君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 宇佐川彰男君
教育次長 脊古景君	教育委員会主幹 櫻井敬人君
教育委員会指導主任 漁野文俊君	

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 5 承認第 2 号 太地町国民健康保険条例の一部改正
- 日程第 6 承認第 3 号 令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 7 承認第 4 号 令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 承認第 5 号 令和 5 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 承認第 6 号 令和 5 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 同意案第 1 号 太地町教育長の任命
- 日程第 1 1 報告第 1 号 令和 5 年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
- 日程第 1 2 議案第 3 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定
- 日程第 1 3 議案第 3 2 号 太地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 太地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 太地町子ども・子育て支援会議設置条例の一部改正
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 財産の取得
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 町道路線の廃止
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 町道路線の認定
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 令和 6 年度太地町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 令和 6 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 令和 6 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議員派遣の件

△開 会 午前9時00分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

報告いたします。去る6月11日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和6年第2回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より6月18日までの6日間とし、6月15日、16日を休会とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達していますので、令和6年第2回太地町議会定例会は成立いたしました。ただいまから、令和6年第2回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

---

△日程第1 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から6月18日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月18日までの6日間に決定いたしました。

---

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、久原拓美君、及び6番、塩崎伸一君を指名いたします。

---

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、太地町税条例の一部改正ほか18件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおります。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

本常任委員会は、報告事項ありません。

○議長（福田忠由君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

特に報告事項はありません。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長、筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

報告事項は特にありません。

○議長（福田忠由君）

議会改革特別委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

本委員会では、6月11日、午後2時より特別委員会を開きました。案件は、ペーパーレス化について、議員定数の適正化についてであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### △日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦勞様です。令和6年第2回太地町議会定例会開催にあたり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認6件、同意案1件、報告1件、議案11件の計19件であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

---

#### △日程第4 承認第1号

##### ○議長（福田忠由君）

日程第4 承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

##### ○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

##### ○会計管理者（執行貴弘君）

令和6年3月29日付で専決処分させていただいている太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和6年度税制改正により、太地町税条例の上位法である地方税法などが改正されました。これに伴い、太地町税条例を改正し、令和6年4月1日より施行する必要が生じたので、この改正条例を専決処分させていただいております。改正内容は、定額減税に係る住民税関係規定の改正、評価替えによる固定資産税関係規定の整備、わがまち特例対象の追加、その他条項のずれ等に対応する規定の整備です。新旧対照表をご覧ください。1ページから2ページまでの第51条、第71条、第139条の3については、減免事由に該当することが明らかな場合については、職権による減免を可能とする改正です。2ページから10ページまでの附則第7条の5から附則第7条の8については、定額減税に係る規定の追加で、住民税の所得割から減税する旨、減税後の期割などについて定めていません。附則第8条については、これらの規定が追加されたことによる規定の整備です。11ページの附則第10条の2の規定については、固定資産税の課税標準の特例であるわがまち特例について定めています。令和6年度の税制改正により、14項に特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例が設けられました。また、24項に滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例が設けられました。その他、地方税法の条項のずれに対応する規定の整備です。12ページから14ページまでの附則第10条の3については、マンションの管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、長期優良住宅等に係る固定資産税の減額措置の要件に該当するときは、当該マンションの区分所有者からその減額の申告書、申請書がなかった場合においても、減額措置ができるとされたことによる規定の追加と条項のずれに伴う規定の整備です。14ページから17ページまでの附則第11条、第11条の2、第12条、第13条の固定資産税の特例の規定については、令和6年度が評価替えにあたることから、既存の特例を今回の評価替えにおいても継続していくことによる改正です。17ページの附則第15条、特別土地保有税の特例についても同様の改正です。18ページから最後の21ページまでの附則第16条の3から附則第20条の3については、配当所得、

譲渡所得などの分離課税についての特例について定めていますが、これらの分離課税に係る所得割についても、定額減税の対象となる旨の規定を追加しております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

あんまりよう分からんのですが、一つ気になったのは、太陽光の何か固定資産税、固定資産、それ再度ちょっと説明してほしい、太陽光、太陽光パネルのことなのか。それで、新旧対照表の1ページの第51条の2項ですか、ただし、町長がというところ、この限りではないということで、これの説明をお願いします。それと、よく出てくる言葉なんですけども、3ページの上から4行目、特別税額控除対象納税義務者というのを説明をお願いします。それと、12ページの第10条の3の3項になるんですか、新しく8行が追加されたあるんですけども、これをちょっと読んでもなかなか理解できないので、これの説明をお願いします。そして、恥ずかしながら僕は定額減税というの全然分からんので、先ほど、定額減税って何か言うと思ったんです。ちょっとこの定額減税というのを教えてもらいたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太陽光パネルということでおっしゃられたんですが、恐らくバイオマスと申し上げたのが、太陽光と誤解されたのかなと。今回の規定に太陽光は何も入っておりません。ごめんなさい、議事録見たら私の言い違いかもしれないです、すいません。51条の2項についてなんですけど、これ71条の2項も同じなんですけれど、町民税等の減免をする場合は減免申請というのはもちろんしていただかないといけません。災害等明らかな場合、そういう申告がなくてもこの方そういう事由に当たってるよということが明らかな場合は、そういう申告書がなくても職権により減免できるという規定を追加となりました。ちょっと一つ飛ぶんですが、12ページの第10条の3、3項、こちらについても同様のものでありまして、住宅を新築した場合に認定長期優良住宅という通常より耐火性があったりとかいうことで、ちょっと強い住宅といいますか、そういう住宅については、通常、固定資産税の新築軽減が3年であるところを5年間受けることができます。ただ、そのためには、長期優良住宅なんですよということをきちっと申告していただかないといけません。マンションの場合、建物自体が同じですので、マンションの管理者等代表人から、そのマンションはそういうものにあたりますということをお知らせしていただいた場合は、そのマンションの各部屋のその所有者1人1人からいただかなくても、そういう住宅長期優良住宅の対象と認定することができます。

るという規定になります。戻りまして、3ページの特別税額控除対象納税義務者、こちらなんですけど、平たく言いますと定額減税を受けれる方です。前のページの第7条の5のところを読替規定5行目あたりに、読替規定としてありまして、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者、その前段階として法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより、ここで定額減税しますという規定を設けてるんですけど、ここにより控除すべき町民税に関わる特別税額控除額を控除してもらえぬ納税義務者ということで、平たく言いますと定額減税を受けられる方になります。その定額減税についてなんですけど、コロナ禍、コロナの影響だけでなく社会情勢も含めて最近物価高騰というのが問題になってきたんですけど、ここ数年、それに応じて国のほうが経済政策を打ちまして、令和5年度、この令和5年度に住民税を非課税の方に給付金を給付をしようということで、合わせて3万と7万円だったんですけど、合わせて10万円を給付する施策を打ちました。その施策を打った後に住民税の非課税、非課税の方だけじゃなくもっと幅広くケアしていこうということで、住民税というのは中身は所得割という所得を参考にする部分と、1人当たり幾らかという均等割というこの二つで成り立ってるんですけど、その所得割はかからない、均等割のみがかかっているという、この方たちについてもケアしていこうということで、10万円の給付というのが決められました。その決められた後に、さらに追加してその方だけでなく、さらにもっと幅広く経済施策の対策を打っていこうということで、ほかの所得のある方についても、何かしらのケアをしようということで定額減税というのが定められたんですけど、この所得のある方については、給付金を給付してくれるということではなく、払う税金を少なくするというケアの仕方をするように定められました。その金額というのが、扶養者とかがない場合、所得税で3万円、住民税の所得割の部分で1万円、合計4万円減額してくれるというふうになりました。扶養者がいる方については、それぞれそれをかける扶養人数分が加算されてくるんですけど、その減税をするようになったんですけど、例えば扶養人数がない方で、所得税3万円、住民税1万円、合計4万円減税していただけるんですけど、たまたまその方の納税額が所得税が1万円だったと仮定しますと、3万円引いてくれるところを1万円しか引いてくれなくなりますので、2万円ちょっと損をしたことになります。その2万円については、今後のちょっと予算案のほうでも出させていただいているんですけど、その差額の引き切れなかった2万円については給付をしようという、こういうふうな形で成り立っている制度、これが定額減税の制度になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

まあせこい経済政策やなと思うけど、自民党さん。所得税3万円、住民税1万円、これい

つ戻ってくるんですか、いつしてくれるんですか、これ。全然分からないですけど、今度の確定申告でやってくれるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

いつ減税を受けられるかについては、収入の得られ方によって変わってきます。サラリーマンの方で給与を受けられる方については、この6月からの給与から今年度分、令和6年度分の住民税が引かれてくるんですけど、そこで調整させていただいて、6月分はもう住民税を引かないと、残り11か月でその減税後の住民税を11で割って納めるという形で、所得税については、この所得税については、令和6年分に係る所得税、ここから減税になるんですが、そのため6年分というのは、来年の確定申告しないと確定はしないんですけど、サラリーマンの方については源泉徴収ということで、あらかじめ仮の額を概算額で前払いしてますので、そここのとこで引くという形で調整しているというふうになります。事業者の方については、そういう前払いしてるものがないので、確定申告をしてから所得税についてはそこで調整することになります。住民税については、もう今年度の分なので、今年度の住民税で減額させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そしたら、前年の合計所得金額が1,805万円以下であると、ということはもうほとんどの人がこの定額減税を受けられるということなんですけど、サラリーマンの場合は、僕らやったら議員の報酬、その中に今回はこれだけ所得税から引いてますよということは明細で分かるようになったあるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

すいません、その辺後で調べてまた連絡させていただきます。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料の12ページの第10条の3の3項、認定長期優良住宅というのがありますが、税金の減税策があるということなんですけど、これ私マンションの判定士の資格は持ってるんですけど、戸建て住宅にも当てはまるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

戸建ての住宅についても長期優良の減税措置があります。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

---

#### △日程第5 承認第2号

○議長（福田忠由君）

日程第5 承認第2号、太地町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

令和6年3月29日付で専決処分させていただいております、太地町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる条例改正で、主な改正内容は、退職者医療制度廃止に伴う所要の改正と国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円引き上げる改正、それと低所得者に対して被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者に乗ずる額を29万円から

に29万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正となっております。資料ご覧ください。新旧対照表で申し上げますと、6ページから7ページにかけての第18条の2から第18条の5の2及び11ページから12ページにかけて、18条の6の7から18条の6の11まで、こちら退職被保険者等の部分に係るところを削除しております。そのほか1ページに戻っていただきまして、第14条の3、こちらで一般被保険者と退職被保険者の区分についてうたっておりますが、こちらが削除となっております。ですので、全体的に一般被保険者という記載を削除及び被保険者というふうな内容に改正をしております。12ページご覧いただきまして、こちら第18条の6の12、こちらが後期高齢者支援金等賦課に係る限度額22万円から24万円の引き上げの条文となっております。15ページご覧いただきまして、こちらの第22条にて、5割軽減、2割軽減の乗ずる額の引き上げに係る部分の記載をしております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、この退職被保険者等というのがなくなった理由というのをちょっと教えてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら令和6年の4月をもってこの退職被保険者という制度がなくなったということでの改正となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

退職被保険者というのは、どういう保険者なのという。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちらは、長年、厚生年金とかそういう保険に加入しての方が加入する保険になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

その退職被保険者というのは、どこへ、どこの部分に入ったんですか。それだけ1点。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

そのまま一般被保険者と今まで言われておりました国民健康保険の被保険者に移行したということになるかと思えます。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時28分

---

再開 午前9時28分

○議長（福田忠由君）

再開します。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら、もう一般被保険者、退職被保険者という区がなくなつて、被保険者、国民健康保険の被保険者というふうになつたと言わしていただいたらよろしいかなとは思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第2号、太地町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号、太地町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

先ほどの承認第1号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件の質疑

の中で、町長より答弁漏れの申出があります。答弁願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

漁野議員からご質問いただきました、サラリーマンの方の定額減税の表示についてなんですが、給与明細に定額減税額が幾らということで印字されることになっております。以上です。

---

△日程第6 承認第3号

○議長（福田忠由君）

日程第6 承認第3号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和6年3月29日付で専決処分させていただいている、太地町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明いたします。この補正予算は、基金積立額の計上を行うもので、そのために不用額等から基金の積立額を捻出しております。また、太地町育英会への補助金を計上しております。1ページをお願いします。この補正予算は、5,371万3,000円を減額し、予算総額を36億5,386万8,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。歳入歳出予算についてですが、歳入予算の増額や歳出予算において不用額を減額することにより、基金の積立額を確保しております。主なものについてご説明いたします。7ページをお願いします。特別交付税の増額は、当初予算を低く設定していたために、実際の入に合わせたものです。わかやま防災パワーアップ補助金の減額は、平見地区高台造成計画策定に係る事業費を減額したことによるものです。ふるさと納税の減額は、昨年10月の制度改正により寄附額が減少したことによるものです。教育寄附金は、太地町漁業協同組合様より教育振興に役立ててもらえればといただいた100万円です。太地町育英会補助金として活用させていただきました。次のページをお願いします。繰越金の減額は、補正金額を誤ったことによるものです。繰越額から、当初予算計上額を控除して補正すべきところを誤って繰越額全額を補正しておりました。10ページをお願いします。人件費の減額は、休職や育児休暇等により不要となった分です。中ほどの平見地区高台造成計画策定業務委託料は、わかやま防災パワーアップ補助金を活用して事業を行っていましたが、年度内に完了できなくなったため、事業未執行分を減額するものです。本来であれば、翌年度に繰り越すものですが、当該パワーアップ補助金が繰越しを認める補助金ではなかったため、一

度減額し、新年度に計上しております。ふるさと納税記念品費、ふるさと納税事業委託料の減は、制度改正により寄附金が減少したことによるものです。次のページをお願いします。国民健康保険事業会計、後期高齢医療保険事業会計、介護保険事業会計の繰出金は、これらの会計において不用額を減額したことによる一般会計負担分の減額です。これらの不用額の減により積み立てることができた負担金は、同じ11ページの上部にありますとおり、財政調整基金が8,000万円、減債基金が1,000万円、ふるさと創生基金が1,000万円の計1億円です。昨年9月定例会の4号で補正いたしました分と合わせて、令和5年度における積み戻しの額は3億6,035万2,000円です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

その11ページの基金なんですけども、調整基金が8,000万円、減債基金が1,000万円ですか、ふるさと創生事業基金が1,000万円、これで令和5年の基金の額が決まったと思うんですけども、それが幾らになったのか、それぞれ。それと令和4年と比べて、増額、どのような増額があったのか、増減があったのか、その1点だけちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

基金それぞれの残額と増減のほうを申し上げます。まず、太地町財政調整基金、こちらについては残額が4億9,005万6,918円です。令和4年度と比較しまして、1,240万円の減額です。太地町土地開発基金、こちらが5,797万1,110円です。こちらの増減についてはありません。続いて太地町くじらの博物館施設整備等積立基金、こちらについては、1億877万3,543円です。令和4年度と比較しまして、2,000円の増額です。続いて、太地町減債基金です。5億1,558万5,529円です。4年度と比較しまして、1,000万円の増額です。そしてふるさと創生事業基金です。令和5年度残高が4,491万2,243円です。令和4年度と比較しまして、1,000万円の減額です。太地町福祉基金です。残高が7,956万3,694円です。増減はありません。続いて、地域福祉基金です。残高が1億3,205万9,696円です。増減はありません。続いて、塵芥処理場建設基金です。残高が2億5,706万8,305円です。令和4年度と比較しまして3,000万円の減額です。続いて国民健康保険事業財政調整基金です。残高が2万8,019円です。増減はありません。続いてふるさと水と土保全基金です。残高が1,029万9,820円です。令和4年度と比較しまして205円の増額です。続いて、介護給

付費準備基金です。残高が1, 234万3, 000円です。4年度と比較しまして、197万9, 000円の増額です。最後に石垣記念館運営積立基金です。残高が4, 767万9, 441円です。4年度と比較しまして450万円の減額です。基金全体といたしまして、残高が17億5, 634万1, 318円です。4年度と比較しまして、4, 491万8, 795円の減額です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

11ページ、先ほど基金のほうを説明していただきました。そして基金の合計金額も言っていたんですけども、財調で4億9, 000万円、減債基金で5億1, 500万円、約ということで、順調に積み立てがされているのかなというように思います。また、合計でも17億円と、全体で、これも積み立てが進んでいるのかなと思うんですけども、この専決の補正予算を見ると、財調に8, 000万円、減債基金に1, 000万円、これの開きというんですか、積み立ての開き、恐らくこの財調の8, 000万円というのは、当初の予算の財源として充ててしまっただけの部分でここへ計上しているのかなとは思いますが、そこら辺の見解を教えてくださいということがまず1点です。そして、下の繰出金、介護保険事業会計繰出金、1, 084万8, 000円、私これ介護保険事業会計、専決の部分見ただけですけども、果たしてこの繰出金を1, 000万円しないというのが適正なのかどうかということを、また、介護保険の中でちょっと説明したいと思うんですけども、ここで一応適正なのかという問題提起だけさせていただきたいなというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野議員おっしゃいましたとおり、基金については、当初、それぞれ主に財政調整基金、減債基金、ふるさと創生事業基金、こちらから取崩しを行いまして、それぞれ戻すような形で積み立てております。財政調整基金というのが一番自由に融通の利く基金ですので、その基金をいつも多めに取崩しております。そのため積立額、今回は取崩しただけを戻すことはできなかったんですが、多めの積立額となっております。あとは減債基金なんですけれど、今回ふるさと創生基金を1, 000万円下げたことによる1, 000万円をそちらのほうに回らせていただいているんですが、今後、起債の償還の額も増えてくることからこちらのほうへの積立額を増やしていきたいと考えております。あと、介護保険事業会計のこの減額についてなんですけど、介護保険部分で給付金に対して、法的に一般会計が持つ部分というのがございまして、今回そちらを減額したことによるその割合分、一般会計の割合分を減額

させていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

介護保険はまた介護保険のほうでちょっとやらさせていただきたいと思います。以前、私たち、もう昔の話ですけど、副町長、よくご存じだと思うんですけども、本当に財調というのは自由になる金でちょっとでも積み立てておきたいという気持ちは分かるんですけども、昔の県の指導というのは、あまり財調を積み立てるべきではないよというような話があった時代があります。今はどうか知りません。だから、そこら辺もう少し、確かに自由になるお金というのは確保していきたいんですけども、本来、目的のある基金として積み立てていくべきではないかなというように思うんです。そこら辺いかがですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、海野議員言われたようなことで、今でもやっぱり財政調整基金についてはというような、そういう議論というのがあります。減債基金なんですけど、海野さん、これ去年、5年度は、去年のいわゆる9月か12月補正で結構多めに予算としては予算化してるんです。海野議員はじめ言われるようなことを十分理解しまして、やっぱり減債基金のほうは、財調は去年よりも減らしたけれども、減債はちょっとでも増やそうやないか、財政と相談して1,000万円ちょっとですけども、今回増やさせていただきましたというようなことが現状です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

10ページの中ほどにある防災諸費の平見地区の高台造成計画策定業務委託料、これ3月の予算審議のときと、どうも財源が変わったように思うんですが、私の思い違いでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

財源は県のパワーアップ補助金で変わりはありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第3号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

---

△日程第7 承認第4号

○議長（福田忠由君）

日程第7 承認第4号、令和5年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

令和6年3月29日に専決処分いたしました、令和5年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第3号）について説明をいたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1号、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ7,040万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億5,567万8,000円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、2ページから3ページのとおりとなっております。6ページをお願いいたします。歳入予算の補正です。1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険料医療給付費分180万円の増額、後期高齢者支援金分50万円減額、介護納付金は380万円の減額となっております。5款、1項、3目、保険給付費等交付金は、1節、普通交付金で6,460万円の減額、2節、特別交付金は70万円減額計上しております。8款、1項、1目、繰入金、一般会計繰入金300万円を減額し、保険基盤安定繰入金を40万円増額しております。8ページをお願いいたします。歳出予算の補正となります。2款、保険給付費は、1項、1目、一般被保険者療養給付費は5,040万円の減額となっております。これは前年度と比べて、入院の件数、日数の

減少が原因の一つであると考えております。3目、療養費につきましては40万円の減額となっております。9ページは、2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費は1,350万円、3目、一般被保険者高額介護合算療養費30万円の減額となります。4項、葬祭費20万円、5項、出産育児一時金120万円の減額となります。10ページをお願いいたします。3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分100万円、2項、後期高齢者支援金等分、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分30万円の減額となります。5款、1項、1目、特定健康診査等事業費100万円の減額となります。2項、1目、保健事業費、脳ドック委託料160万円の減額となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

2点だけ、8ページの一般被保険者療養給付費、これが約15%の減ということで、原因が入院の減少かなと説明あったんですけど、実際、令和4年と令和5年、どのくらい減ったのか、分かっていたら教えてほしいと思います。それと脳ドックが160万円の減ということで、これちょっと大きな金額が減額されてるんですけども、この理由をお願いします。その2点だけ。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

8ページの一般被保険者療養給付費なんですけれども、こちらにつきましては、ちょっと前年度の比較の数値というのが、件数で言いますと、4年度が入院の件数で言いますと、大体4年度が247件で5年度が230件というふうな件数の差になっております。脳ドックにつきましては、こちらはちょっと受入れをしていただく医療機関の受入れ件数の関係もございました。そのためにちょっと受入れ件数のほうがちょっと前年度と比べて大幅にちょっと減数となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

いろいろ、国保については保険料の値上げとか、そういう話題もずっとありました。減額するということは、皆さんが病院にかかる回数が少なくなったのか、健康な人が増えたのかというようなことになるかと思うんですよね、減額ということは。予定よりも減っているということで、その費用が少なくなったら保険料を上げる、下げる材料に今度なってくるんじゃないかなという感じは持つんですけども、そうじゃないんですか。そういう考え方でできる

んでしょうか。それと脳ドックなんですけれども、予算でやって、医療機関に限定されるというような話だったんですけれども、近隣の今予定している医療機関が満杯であれば、ほかの地区で、例えば田辺とか和歌山とか、そういうところへ行ってでも脳ドック受けられると、受入れしてくれる病院を交渉すべきじゃないかなと思うんですよね。できるだけ脳ドックとか、大病せんうちに予防できるものが予防したら、この国保の費用についても減額する材料になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

脳ドックにつきましては、令和5年度につきましては近隣の医療機関、具体的に言いますと那智勝浦の温泉病院のほうがちよっと都合で受入れの件数が減ったということがあるんですけれども、令和6年につきましては、4年度並みに受診はしていただけるんじゃないかなというふうに考えております。あと医療費減額というところでなんですけれども、これ、県への納付金というところでの納付金額というところにも関わってきますので、一概に給付が、ぱっと下がったからというふうな感じで、その保険料のほうにそれがそれに合わせて減額になるかというのとは、ちょっと話がまたちよっと違ってくるのかなと考えております。

○議長（福田忠由君）

ほかに。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

8ページ、先ほど皆さんが言われてる一般被保険者療養給付費減額5,040万円ですかね。これは、やはり僕、過大見積りじゃないかな、保険給付費の、そのように思うんですよ。確かに、うちの町だったら小さいですから、心臓手術とか、高額ながんの手術とか、難しい手術等があれば医療費がガンと上がるのは分かるんですよ。でも極端に5,000万円を落とすということ自体が、ちょっと過大、申し訳ないんですけど、当初の予算のこれ過大見積りじゃないかなと僕は思います。もう一つ、財源内訳なんですけれども、国県支出金で5,040万円という数字取ってるじゃないですか。この療養給付費というのは、国県が丸々負担してくれますか、そんなことないでしょう。一般財源というのは当然出てくるはずだと私は思うんですよ。介護保険でも同じような金額で一般財源というところあるじゃないですか。この5,040万円に対して、本来なら国県支出金が幾ら、一般財源が幾らというはずなんです。この一般財源というのは、今、久原議員も言われたように、これは保険料、ほとんど保険料が、給付費というのは保険料で充当するというのが本来だと私は思ってるんです。ただ、保険料をあまりにも取れないんで、一般財源から繰り出ししましょうねということやってると思うんですよね。だから、ここで一般財源がなしに国県支出金全額というんであれ

ば、この給付費全体が全部国で見えてくれるんですかと、じゃあ保険料要らないじゃないですかということになりませんか、どうなんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

過大見積りではないかというところで、こちらのほう、試算につきましては、コロナ前の令和元年度給付費を基準にというところで、コロナも5類に移行して、そういう受診の控えというのも解消されるのではないかというところで、そういうところでコロナ禍の額では試算はしておりません。そのためにちょっと給付の予算というのは結果的には高かったということで不用が出たというところで、そういうふうな認識ではしております。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野さんおっしゃるように、介護保険とか国民健康保険、保険料の分、国、県、町が持つ分というところで運営していったるものなんですけれど、国民健康保険については、今、何年度だったかごめんなさい今ちょっと度忘れしたんですけれど、県のほうで、一旦取りまとめて、県のほうから太地町に係った給付分という分を下りてくる運用になってるんです。それで保険、そのため予算計上自体が太地町に係る給付分というのは、一旦、県から来る、それを財源として充てまして、保険料については、また保険料はその分で県へ太地町の負担分というのは支払う分が出てきまして、そこで私とか海野さんがやってた頃とはちょっと違う予算計上になるんですけれど、そのため、今回5,000万円落としたことによって、特定財源の国県からの5,000万円が減ってるというのは、そういう予算計上からなんですけど、ちょっとごめんなさい、そこから保険料がどう変わるかについては、またちょっと調べてお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

納得のいかない説明で、時代が変わったって言われりゃ時代が変わるんでしょうけれども、恐らく保険料というのは給付費のために保険料を徴収してるということですよ。だから、本来僕は一般財源に数字上は入れとくべきじゃないかなというような気がします。それと、何度も言うて申し訳ないんですけど、やはりその適正な予算組みというのをやっていただかないと、即住民に対して、この療養給付費に対する保険料というのが、当然値上がりしてきますんで、あなたたちみたいに働いて給料もらってる人たちだったらいいですけども、も

う年金生活の人たちにとっての保険料というのは、相当僕はこたえるんじゃないかなというように思うんです。だから、予算を取るというのは本当に僕もやった経験上、医療費の予算を取るというのは本当に難しい、それはもう重々分かるんですけども、あまりにも5千何百万というのは、ちょっと予算上乖離し過ぎじゃないかなというように思いますんで、今後、若い人たちがこの予算組みをしてるのかどうか分かりませんが、予算査定の中で、やはりきちっとした予算組みというのをやっていただいて、適正な保険料の徴収ということも考えていただきたいというように思うんですが、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まさに海野議員おっしゃるとおりでありまして、私も海野議員も今おっしゃられたとおり、国保を経験しまして、この医療費に関しての予算、本当に難しいです。ただ、だからこそ、今回どうしてずれたのか、当初こう考えてたけど結果はこうだった。これは、今回だけに限らず、毎度毎度やはり見直して、より見積りの精度が組織として高まるように努めていきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第4号、令和5年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号、令和5年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

---

△日程第8 承認第5号

○議長（福田忠由君）

日程第8 承認第5号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和6年3月29日に専決処分いたしました、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,255万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億9,040万9,000円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページのとおりとなっております。6ページをお願いします。歳入予算の補正です。1款、保険料につきましては、特別徴収100万円の減額、普通徴収は180万円の増額補正でございます。4款、1項、国庫負担金の介護給付費負担金は1,250万円の減額、2項、国庫補助金の普通調整交付金につきましては370万円の減額です。7ページをお願いいたします。5款、支払基金交付金、介護給付費交付金につきましては1,687万5,000円の減額です。中段、県負担金の介護給付費負担金につきましては781万3,000円の減額です。下段の県補助金の介護予防事業と包括的支援事業・任意事業につきましては、合計38万5,000円の減額です。8ページをお願いします。一般会計繰入金です。1目、介護給付費繰入金は781万3,000円、4目、事務費等繰入金につきましては185万円を減額計上しております。9ページをお願いします。歳出予算の補正です。総務管理費、12節、委託料は81万7,000円の減額です。10ページをお願いします。中段の介護サービス等諸費につきましては、地域密着型介護サービス給付費1,880万円、施設介護サービス給付費3,300万円、居宅介護サービス計画給付費230万円、合わせまして5,450万円の減額です。この減額の理由ですが、5年度当初予算計上時はこれまでの実績をもとにし、4年度より給付費が伸びると考え予算を計上しておりましたが、施設サービスの利用者数が減少したため、大きな減額補正となっております。11ページをお願いします。4項、1目、高額介護サービス費は370万円の減額です。12ページ上の段、特定入所者介護サービス費は330万円、中段の介護予防・生活支援サービス事業費は90万円、下段の介護予防事業費につきましては80万円の減額でございます。13ページをお願いします。太地町社会福祉協議会派遣負担金は40万円の減額、高齢者見守り事業につきましては30万円の減額補正でございます。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、介護サービス給付費、10ページの。これが4億3,100万円から5,450万円、約13%の減ということですね。何か施設介護サービスを受ける人が思ったより少なかったということなんですけども、その理由をお願いします。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

施設サービスなんですけども、これは介護老人福祉施設や老人保健施設などの分になるんですけども、入所施設では面会制限があったりとかして、在宅生活を希望する方が多かったことであったり、施設の受入れ人数の制限があったことも要因の一つだと思っています。また、介護度別の人数を見てみますと、介護度の高い要介護3から5の方が令和5年度は4年度と比べて13人少なくなっておりまして、これらのことも給付費が抑えられた要因だと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

私も先ほどの国保と一緒に、これ5,450万円の減額となっております。先ほどの説明では、コロナで居宅が増えたんじゃないかなということは言われてますけれども、この説明の内訳を見ると、施設介護サービス給付費が一番大きくて3,300万円の減額ということになってます。ということは、これ施設ということじゃないんですか。の見積りでしょう。だから、全体的に国保も同じですけども、私はこれ過大見積りじゃないかなというように思います。それと、先ほど一般財源の中で国保も言わせていただいたんですけども、これは1,075万9,000円という一般財源出てます。全体的な一般会計の中で繰出金の減額が一千何十万というのありましたよね。執行会計管理者は、結局、一般会計のこの分は持ち出し分ですよという説明だったと思うんですけども、私はこの一般財源、これお金に色ついてないんですけども、当然、これも保険料からも充当していると考えてるんです。それで、保険料から充当しているのに、そのまま同じような金額を一般財源のほうへ戻すということがどうなのかなというように考えます。本来、ここの一般財源の内訳というのは、町の繰出金幾ら、そして保険料より幾らというふうに積み上げていって、一般財源というのが出てくると思うんですよ。それを1本で、いやこの部分は町から出したんですよと、それはちょっとどうなのかなというような気がします。これも同じで、五千何百万もの見積りになりますと、介護保険料、和歌山県下でも高い保険料を太地町は取ってますけれども、そういうところに

も響いてくるんじゃないかなというような気がします。それと、3年計画で今年度から見直しされて、計画の中で保険料が値上げされたということですが、これをベースにして、恐らく計画は立てられたのかなというように思います。そうすると、こういう予算の組み方というのが、先ほども申しあげましたけれども、やはりきっちりした予算の計上をしていただかないといろいろなものに波及してくるというように考えますので、そこら辺も今後どうしていくのかということをお答えいただきたいというように思います。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

9期の計画につきましては、保険料を算定するにあたって人口構造とか見て高齢化率が上昇すると予想されてます。特に後期高齢者人口が増加する見込みで、さらに若年者が減るため、施設サービスを利用する人数が多くなると予想しております。町内の入所施設でも、現在入所受入れ人数を制限しておりますが、スタッフを増やして入所者数を増やす計画も立てておりますので、介護保険給付費が今後3年間は伸びる可能性があるというふうな考えで保険料も上げております。9期の保険料を決めるにあたっては、5年度ももちろんそうなんですけど、4年度、3年度と5年度は立てるときは年度途中だったので3年、4年と5年の7か月分ぐらいの実績をもとに計画を立てております。今の保険料がちょっと上がるような感じで計画になっております。それと財源なんですけど、一般財源のほうの残金については、決算後、繰越した額から国県への返還があれば精算し、残りの額を基金に積み立てることになるかと思っております。過大見積りであったのではないかとのご指摘なんですけど、施設の入所者数とかが減っているといろいろ先ほど申し上げたんですけども、とは申しまして、やっぱり給付額が想定とかけ離れてしまったことについては、結果的には議員さんのご指摘どおり過大見積りであったと言わざるを得ません。今後は、予算計上時よりさらに十分な精査を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

稲藪企画員の答弁は分かりました。だから、予算を組むときにはきちっと精査して組んでいただきたいということがまず一点です。今、先ほどもう一度決算をうった時点で、その繰越しというのを決めるという話だったと思うんですけども、もうこれ専決処分したら、ある程度の財源の確保ってできたんじゃないですか。だから、決算してうってくる金というのはもう微々たるもので、僕、積立てにならんんじゃないかなというような気がするんですよ。だから、この一千何十万が本当に一般財源からの繰り出し分だけのものなのか。もう予算計

上ってしまったんで、今回はもうこれでいいと、まあまあ了解はしますけれども、今後、やはりこの基金に積み立てるか、積み立てないかで、また保険料も違ってくるし、そこら辺十分審議していただきたいというように思いますが、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

海野さん、重々言われていることを理解します。R5年度の5月31日現在の公金受払日計表は海野さんだと分かると思うんですが、いわゆる残額です。介護保険の残額には、それ見ると3,300万円ちょっとあるんですよ。ここで海野さん、この財源内訳の中で一千何がしが保険料やないかということやと思うんですけども、こちらのほうも、その3,300万円ぐらいの残金は大体聞くと、担当に聞くと6月ぐらいにいわゆる過充当を国県からされてますよね、いわゆるもうこれだけ。それが返す額が大体6月いっぱいぐらいで分かるらしいんですよ。ですから、今後の介護を策定、保険料等のそういう策定するときのために、いわゆる1,000万円ぐらいのものは基金積立てできるかなとは思っております。これが多分9月か、今年中の予算に計上したいと思いますので、よろしくご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第5号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。暫時休憩します。10時40分より再開します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

○議長（福田忠由君）

再開します。

---

△日程第9 承認第6号

○議長（福田忠由君）

日程第9 承認第6号、令和5年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。水谷住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（水谷由美君）

令和6年3月29日に専決処分いたしました、令和5年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ200万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,879万8,000円と定めるものです。第2項、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページのとおりとなっております。6ページをお願いいたします。歳入予算の補正です。4款、1項、一般会計繰入金ですが、事務費繰入金138万円、保険基盤安定繰入金62万円の減額です。7ページをお願いします。歳出予算の補正です。1款、1項、一般管理費20万円の減額です。8ページをお願いします。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては62万円、5款の予備費98万1,000円を合わせまして、歳出に係る補正額合計は200万円となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第6号、令和5年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号、令和5年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

---

再開 午前10時46分

○議長（福田忠由君）

再開します。

---

△日程第10 同意案第1号

○議長（福田忠由君）

日程第10 同意案第1号、太地町教育長の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

山本真一郎さんを適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

質問の項数が多いので、よろしくお願ひします。まず、1番目、町長は何を基準に教育長を選任をしているかということがお聞きしたいと思います。それから、今回推薦された山本氏は教育行政の経験はあるかどうか。それから、常識的に考えて、これまでの経緯を考えても、あとそれから、法の趣旨に従っても教育長というのは教育行政の経験者、いわゆる学校の教員だったりとか、行政職員として教育委員会畑に長かったとか、そういった方がふさわしいと思うんですが、今回の推薦にあたって、町長は経験者に打診したかどうかということ、あと教育委員会の現在のメンバーと、それから、昨年度開催された教育委員会の回数お答えください。それから、教育大綱が今後も新しい教育長になっても引き継がれるのかどうかということで、太地町の大綱を探したんですけど見つからなかったんですけど、これがあるかどうか教えてください。それから、教育長の選任の仕方が2015年に変わったんですが、

そのときに国会でも随分喧々諤々議論ありましたね、首長の力が巨大化する、強大化するんじゃないかということで、そのときに国会の答弁で今まで教育行政は教育委員会が方針を定めたが、これからは首長を交えて総合教育会議を必ず自治体に設置をさせるというふうになってる。それもできる限り公開しなさいとなっておりますが、昨年度、総合教育会議が何回開かれたのか。以上6点お答えください。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

決める前に打診したのかということですが、打診はしておりません。また、なぜ山本真一郎君を選んだのかということですが、先ほど説明したとおり、適任者と思っております。私は長い間、山本真一郎君を見てきております。また、森岡さんが今言われた学校経験とかいろんなことがあります。今、法律で学校経験者じゃなかったら駄目だという法律にはなっておりません。そういうことで、私は今回提案いたしますが、何か町とかいろんなことで勘違いしていると思いますが、我々は提案して、議会の議決が得て決まることなんで、この議会の議決が得るということは、町民が認めるということになるんで、私は今回、この山本真一郎君を提案した、そういうことであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会指導主任。

○教育委員会指導主任（漁野文俊君）

教育委員会の開催回数ですけれども、月例で月1回開催することとなつてまして、総合教育会議を4月に行つてます。その総合教育会議を教育委員会の中の1回に含めまして12回開催しているということです。教育委員に関しましては、清水文さん、寺西敏次さん、山田てるみさんの3名でございます。教育大綱につきましては、教育概要というのを毎年発刊してまして、そちらのほうで皆さんにお配りさせていただいておりますけれども、そちらの中に記載させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

答弁漏れないですか。ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今、町長の答弁の中で、まず教育行政の経験者に打診はしなかったということですね。それから、法の立てつけとしてそれは義務づけられてないという答弁なんです。これもう一回ちょっと確認したいんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に教育長は教育行政に関し識見を有するものとあります。これは、どういうふうに解釈したらいいのかと思って私は問い合わせしたり、県へ問い合わせしたり、逐条を読んだんですが、これは

私の一般的な常識に合致してまして、教員経験があったり、教育委員会で働いたりとか、そういった人たちを指すというふうになってるんですが、町長がおっしゃってるそれは問われてない、法的にはそういう立てつけになってないというのは間違いないでしょうか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

私は間違いないと思っております。また、山本真一郎君はPTA会長もされましたし、いろいろな私はこれまで、あの人の議会活動、またいろいろな一般の活動なんかを見ておまして適任だと思っております。また、法的に教育、簡単に言ったら、学校の先生上がりじゃないと駄目だという法律根拠というのは私はないと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私、よく聞いていただきたいのですが、教員上がりじゃないと駄目だというふうに法的にはなっていないというのは、私も今認めてるじゃないですか。教育委員会に勤務した、例えば北さんなんかそうですね。あと新宮もそうですね、那智勝浦町もそうですね、教育委員会の次長経験者や何かが教育長になっております。これ、ここではもう恐らく結論出ないと思うんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の教育行政に関し識見を有する者、その後にもまた別の項に、教育、学術及び文化に関し識見を有する者、これの県だとか国の見解を、後日で結構ですので、ぜひ明らかにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

こちらとしては、法的には何ら問題ないと思っておりますけれども、一応確認します。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

山本真一郎君の経歴をお願いします。それとまた、先生の免許を持ってるかというのを聞いておきたいと思っております。それから、町長が適任であるということで推薦するということなんですけれども、適任であるということの具体的なところをちょっと一つ二つでもいいからあげてほしいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

私は山本真一郎君は長い期間よく知っております。また、議会議員もされました。PTA会長もされました。その中で、私も議員してるときから同じ政策をつくるのに一緒にやったことはありますが、特に教育関係については非常な改革の思いを持っております。私自身は、この人が適任だろうなという、そういうことで提案したわけでありまして。人事のことなんで、個人の人権にも関わることなんであまり詳しくは言えませんが、そういう過程で今まで見てきた中で、一般の人から学校の先生上がりじゃない人から選ぶなら適任じゃないかなと思っております。私自身は、森岡さん言われましたけど、学校の先生がどうこうと言ったわけじゃないですよ。教育関係の人じゃないと駄目だっていう法的根拠がないということ言ってるんで、また、何か勘違いしないでほしいのが、我々は提案してるんですよ、ここに。誰であろうと議会に提案して決めるのが議会ですよ。私が山本真一郎君を提案したからってここで決まるわけじゃないんですよ。私たちの提案した事に町民の代表である議員が、それがいいのか悪いのかって議決して、はじめて教育長というのは決まるんです。だから、議会の議決なんですよ。私自身がこの人が適任だと提案した、議会で否決されたらそうならない、それだけの話です。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前10時59分

○議長（福田忠由君）

再開します。脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

山本真一郎さんの経歴ですけども、昭和55年3月に関西学院大学を卒業され、昭和55年4月に、丸宇木材市売株式会社に入社されております。昭和57年3月に丸宇木材市売株式会社を退社され、昭和57年4月より、自営業の山文製材所に勤務されております。平成22年に一般財団法人太地町開発公社に入社され、平成26年に退社しております。また、平成9年から平成21年、平成25年から令和3年の計5期、太地町議会議員を務められております。教員免許持ってるかということなんですけども、確認してまた、ご報告させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。原案に反対の討論を許可いたします。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私は原案に反対をいたします。私の解釈と調査では、やはり教育行政に関し識見を有する者、また教育、学術及び文化に関し識見を有するもの、これを法解釈して様々な自治体は。元教員だったりだとか、元教育次長を務めたりだとか、課長を務めた人を議会に提案をしている、教育長を務められているということは、それが実態だと思っております。山本氏は教育行政を経験していないというふうに私は理解しております。一時期、塾をやったということなんですが、塾は教育行政とはまた別個のものだと私は考えますので、この法に定める教育行政に関し識見を有する者に当たらないというふうに考えます。ただ、その法律の中で前書きがありまして、人格が高潔でと、これは私は認めます。山本氏は立派な方だと思います。その次の教育行政云々というところに私は抵触をするというふうに考えております。それから、法律の趣旨に従えば、やはり教員経験者だとか、元教育委員会の次長だとか、そういった方に、やはり打診をする、その後、山本氏に打診をしたのであれば納得するんですが、先ほどの町長の答弁ではそういった方には打診はしてないということ、この2点をもって、私はこの原案に反対いたします。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成の討論を許可いたします。9番、花村君。

○9番（花村 計君）

原案に賛成いたします。山本さんが議員時代のときとかにも、教育に関する思いなんかも聞かせていただいたりしたこともあります。また、今、町長のその30年計画の締めくくりになりつつあるところで、最後のその教育改革のスムーズに行えるパートナーとしても山本さんのほうが、山本さんは適任であると考えます。以上の理由で賛成いたします。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に反対いたします。理由は、私は思うに山本真一郎氏はあまりにも町長に近いということが1点、それから、委員の服務規程というんですか、服務規程には、委員は政党その他の政治的団体の役員となり、また積極的に政治運動してはならないということになっておりますけども、委員になったらやめると思うんですけども、感じとしては、積極的に政治運動をしていると、衆議院の選挙とか、そういうことに関して積極的に政治運動をしていると感じてますんで、この点についても、ふさわしくないかなと思っております。それと3点目は、

私が自衛隊か国旗の話をしてると、彼は即座におまえ右翼かというような発言をしたことがあるんですよ。こいつ何なのと思って、山本くんは左翼なんかかなと思ったんですね。やっぱり右翼かというような言葉が出るということに対して、教育長として適任ではないんじゃないかなと。その3点をもって、原案に反対します。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論ありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

平成9年のちょうど夏でした。私が初めてこの議会に当選させていただいたんですけれども、そのときに、同じに山本さんと一緒に議員と、山本さんも初めての初当選でおられました。議員になった当初から、教育行政には非常に関心を持たれて、いろんな資料の分析やらして、教育のことについて教育長にも、当時の教育長にもいろんな自分の見解やら思いを語ってたことを今思い出しております。また、同時に議員のときに、まちのちょうど太地駅からまちの中心地までの路線バスがちょうど廃止するような時期だったんですけれども、町民、今のじゅんかんバスですね、町営バスの非常に必要だということで、まだなりたてのときだったんですけれども、山本さんの力で今のじゅんかんバスの基礎ができて、途絶えることなく我々の足を確保できたと、非常に言動が一致しているというか、実行力のある方だと思っております。行動力のある方だと思ってます。また、教育行政については、こども園から小学校、中学校、また、社会教育、社会体育、太地の歴史や文化財の保全とか、幅広いと思うんですね。そういう行政について、町民目線から一般人として、町民目線から見た我々に分かりやすい行政をしていただけるんじゃないかと、このように思っております。大いに期待して、彼をこの案件に賛成したいと思ってます。また、宇佐川教育長については、この案件の出てきたの見て任期がこられたんだなということで、今日聞きましたら19年間にわたって教育行政、太地の公民館から教育長をずっと務められた、そのご苦勞に対して感謝申し上げます。以上で賛成討論を終わります。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

私も原案に反対させていただきます。町長が適任であると、いろいろ説明はしていただきました。私は議員になって福祉と教育にすごく興味があります。太地町内の教育をさらに向上していただきたい。また、子育てにもいろいろ尽力していただきたいというような観点から、やはり教育行政、また行政に通じた方が適当ではないかなというように思います。私も37年間役場で務めさせていただいて、教育行政というのは見てきました。やはり、精通して、任期も3年ということなんで精通した、分かってる方が即戦力になるんじゃないかなと

いうふうに思いますので、そういうことで原案に反対いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論ありませんか。8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

私は原案に賛成いたします。理由につきましては、当局も種々検討された中で、総合的に理解されたものと解釈しております。より一層、本町の実践的教育力の向上に向け努めていただける任命と思慮し、私は賛成いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。同意案第1号、太地町教育長の任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、同意案第1号、太地町教育長の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

---

#### △日程第11 報告第1号

○議長（福田忠由君）

日程第11 報告第1号、令和5年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を行います。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

報告を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和5年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。計算書をご覧ください。令和5年度から令和6年度へ繰越明許費として繰り越した金額は、7事業分合わせて2億3,030万8,000円です。それぞれの特定財源についてご説明しますと、夏山地区避難路整備事業は、3,170万円全てが緊急防災減災事業債です。社会保障・税番号制度システム整備事業は、1,104万4,000円、全てが国庫補助金です。塵芥収集車購入事業は、860万円、全てが過疎債です。向嶋船揚場改修事業の1,3

59万5,000円は、県補助金で3,922万2,000円は過疎債です。なお、この過疎債のうち2万2,000円については、既に借り入れられている既収入特定財源です。夏山園地整備事業は、2,000万円全てが過疎債です。町道整備事業は、9,567万7,000円全てが過疎債ですが、このうち7万7,000円については、既に借り入れられている既収入特定財源です。町史編さん事業には特定財源はなく、全てが一般財源です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

報告を終わります。質疑があれば許可いたします。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この7事業について、繰越明許する理由をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、一番上、夏山地区避難路整備事業について申し上げます。理由としましては、環境省との協議に時間を要してしまったというのが主な理由となります。協議を進めていく中で、国立公園内ということで様々な規制もありまして、一部設計変更等を行うこともありました。これらの理由により繰越しとさせていただいたものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

私のほうからは、社会保障・税番号制度システム整備事業について説明をさせていただきます。こちらは、戸籍、マイナンバーカード等へのふりがな表記へのシステム改修費用となりますが、令和5年度補助事業となるため、令和5年度での予算計上が必須となります。そのため予算計上いたしました。システムの改修につきましては、6年度で実施するために繰越しを行うものです。引き続きまして、塵芥収集車購入事業につきまして説明をさせていただきます。こちらは、売買契約を締結し発注はしておりますが、部品調達に遅れが出て、納品が遅くなっております。令和5年度中の納品が困難となってしまいました。そのため繰越しをさせていただくものでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

私のほうから、その下、向嶋船揚場改修事業、夏山園地整備事業、町道整備事業の繰越明許の理由について説明させていただきます。まず、向嶋船揚場改修事業ですが、こちら令和

5年度に設計を始めまして、設計が9月中旬に完了しました。その後、漁業者さんと調整、その時間を要したため、令和5年度内での事業完了が見込めなかったため、工事発注前に繰越しの手続をさせていただきました。現在施工中で、9月末の工期に向け事業を進捗しております。続いて、夏山園地整備事業ですが、こちらの工事は夏山に元々あった既設の公衆トイレのあったところの工事になっております。その既設のトイレの解体が環境省等への申請に時間を要しまして、年度内での事業の完了が見込めなかったため、工事発注前に繰越しの手続をさせていただきました。現在施工中で、7月末の完了予定となっております。続きまして、町道整備事業ですが、こちら南通谷1号線道路改良工事と平見地区道路新設工事についてであります。こちら設計業務等を令和5年度から開始しまして、用地の分筆登記等、その辺の作業を進めてまいりました。それに時間を要したため、年度内での事業の完了が見込めず、工事前に繰越しの手続をさせていただいております。現在、南通谷1号線については、施工中となっております、11月上旬の工期に向け進捗しております。平見地区道路新設工事につきましても、現在施工中で、こちら11月中旬をめどに、工期に向けて進捗しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

櫻井教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（櫻井敬人君）

私のほう、町史編さん事業でございますけれども、作業の準備、見込みが甘いところがありまして、資料の収集、それから執筆に予想外の時間がかかっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。令和5年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は以上のとおりであります。

---

△日程第12 議案第31号

○議長（福田忠由君）

日程第12 議案第31号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

説明いたします。はじめに今回の条例の提案理由でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員を公益的法人等へ派遣することができるようにするために、必要となる事項について新たに条例を制定するものです。制定条文の内容について説明いたします。第1条は、この条例の趣旨を、第2条は、派遣先を決めるときの前提要件や派遣に際しては取決めに基づき行うこと。また、職員派遣の対象から除く職員について規定しています。第3条は、職員派遣を継続することができない、または適当でないと判断する際の事由を定めています。第4条は、派遣職員の給与等について規定しています。派遣職員に対しては、その派遣期間中、給与を支給しないことが原則となりますが、派遣先団体における業務がまちの事務事業と密接な関連を有するものであり、かつ町がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であると認められる場合には、給与を支給することができることを定めています。第5条は、派遣職員が派遣先団体において、業務中に負傷する等により労災の適用を受けたまま職務に復帰した場合には、派遣先団体における業務を公務とみなし、給与条例第22条第1項に定める休職者の給与規定の適用が受けられるようにするために、特例として定めるものです。第6条は、派遣職員が職務に復帰した場合の給与、任用等の処遇について、ほかの職員に比べて不利益な取扱いとならないよう、必要な調整を行うことができることを定めています。第7条は、先ほどの第4条と同様、企業職員を派遣する場合においても、給与を支給することができることを定めています。第8条は、職員の処遇の状況等を報告することを義務づける規定となります。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

公益的法人とはどういう法人を言うのかということ、なぜこの条例を6月定例会で制定しなければならないのかという、当初じゃ駄目だったのか。それから、4ページの8条、任命権者は、町長に報告しなければならない。任命権者というのは町長じゃないんですか。この3点についてお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

1点目の公益法人等というところですけども、一般社団法人であったり、一般財団法人、一般地方独立行政法人や特別の法律により設立された法人で、政令で定めるものとされておまして、この政令につきましては、例えば医療法人であったり、社会福祉法人などがこれにあたります。2点目の、なぜ今この条例が必要になったのかということですけども、本年

4月より地域包括支援センターの業務を太地町社会福祉協議会に委託し、そこで、役場職員もその業務をともに担うことになったことがきっかけとなりました。本来、役場職員というのは地方公務員法におきまして職務に専念する義務が課せられているというところで、役場の業務に従事することが基本となるわけですが、今回のように、ほかの団体が行う業務に従事させる場合の取扱いについて疑義が生じまして、いろいろと調べました結果、今回の運用を行うためには、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣を行うことがより適当と判断をいたしました。この公益法人等に職員を派遣する場合、法律の規定により条例で所要の事項を定める必要がありましたので、今回の提案に至った次第でございます。三つ目の議案の4ページ、8条の任命権者の話ですが、町長部局の任命権者は町長です。教育委員会につきまして教育長というところで、そういう使い分けでこの任命権者というふうになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

それでは、具体的にちょっと聞きたいんですけども、この条例に該当する、想定してる場所、私なりに考えるんですけども、開発公社と地域包括支援センター、これぐらいかなと思うんですね。先ほど条例が制定していないので制定しましたということ答弁だったんですけども、確かにつくっていない条例をつくるということ、私は後ればせながら、本当は遅れたらおかしいんです、先に事業をやっちゃってるんですけども、気がついて作成するということは評価をしていきたいなというようには思います。ただ、この条文の元になる公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律、これが基本ですよ。その中で第3条として、職員派遣の期間、職員の派遣は3年を超えることができないということになってます。ただし書がありまして、前項の期間は、任命権者が特に必要と認めるときは、派遣団体との合意により職員を派遣された職員の同意を得て、職員を派遣した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを延長することができるかと書いてますよね。だから、開発公社へ派遣している職員、そして包括へ派遣している職員、最長5年ということになるかと思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

法律の規定で3年、延長しても5年というところで、この辺りはちゃんと法律の規定であったり、国の通達であったり、こういったものに基づいて適切にちょっと運用していきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そのようにしていただきたいと思います。私は、この条例は、派遣先の団体の経営が苦しく、人件費等を負担するための派遣ではないと思いますので、この条例の趣旨にそぐわない派遣をせず、この条例を遵守していただきたいと思いますが、再度、どうですかね。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

海野議員さんご指摘のとおり、この条例とか法の趣旨にそいながら派遣したいと考えておりますので、その辺については先ほど森本が答弁したとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

この条例が施行されたときに、今、現時点で派遣している公益的法人の団体名と、そこに何人現在派遣しているのかをお答えください。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

まだこの条例が制定されていけませんので、いわゆる法に基づく派遣という定義ではできていないんですけども、実際、今それぞれの団体のほうに行っている職員というのは、合計2名となっています。団体名につきましては、太地町社会福祉協議会に1名、太地町開発公社に1名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第31号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第32号

○議長（福田忠由君）

日程第13 議案第32号、太地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

太地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について説明いたします。本条例は、介護保険法に基づき、介護保険要介護、要支援認定において要支援1、要支援2と認定された方のケアマネジメントを行う事業所等の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものです。1ページの第4条第1項において、厚生労働省令の基準を条例として定めるという形で新規上程させていただくものです。なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することを定めています。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この1ページの2条、この条例において、指定介護予防支援等とは、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援及び法第59条第1項第1号に指定する基準該当介護予防支援をいうということですが、具体的に言ったらどういうことなのかですね。それで、先ほども聞きましたけども、先ほども同じ質問しましたけども、なぜこの条例を6月定例会で制定しなければならないのか。その2点だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

1点目の第2条の定義なんですけども、法第58条第1項というのは、ごめんなさい、先第59条第1項第1号については、地域包括支援センターを指します。その上の第58条第1項については、この基準を満たさない場合でも、市町村が認める場合の事業所を指します。この制定の時期についてですが、次の議案第33号の基準を定めるにあたり、介護保険法であったり、条例の見直し等をしておりましたら、この32号の基準も定める条例も制定しておく必要があることが分かりましたので、後追いとなり大変申し訳ありませんが、今回上程させていただきました。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第32号、太地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、太地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時33分

---

再開 午後 1時00分

○議長（福田忠由君）

再開します。先ほど審議いただきました、同意案第1号、太地町教育長の任命について同意を求める件について、町長より答弁の訂正及び答弁漏れの申出があります。説明願います。脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

先ほど山本真一郎さんの経歴の中で、関西学院大学を卒業と答弁させていただいたんですけども、正しくは関西学院大学卒業と訂正させていただきます。教員免許の有無なんですけども、教員免許は持っていないということでよろしくお願ひします。

○議長（福田忠由君）

お諮りします。ただいまの申出のとおり、訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと見認めます。したがって、町長より申出のとおり、訂正することに決定いたしました。

---

#### △日程第14 議案第33号

○議長（福田忠由君）

日程第14 議案第33号、太地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願ひます。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

太地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について説明いたします。本条例は、介護保険法に基づき、介護保険要介護、要支援認定において、要介護1以上と認定された方のケアマネジメント等に関する基準を定めるものです。この基準につきまして、厚生省令を参照し、条例で定めておりましたが、省令基準と介護保険制度の見直しごとに条例改正が必要となるため、1ページの第3条に、省令の規定による基準をもって基準とすると定め、省令基準を条例に定める形に変更するため、全部改正の形式となっております。なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することを定めております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

指定居宅介護支援等の事業というのはどういう事業なのかということと、またこの条例をこの6月定例会で制定しなければならない理由、その2点だけ聞いておきます。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

指定居宅介護支援というのは、介護保険の要介護1以上と認定された方の居宅サービス計画の作成をはじめ、要介護者に対するケアマネジメントを行う事業者やそれに準ずる事業者のことで、太地町では社会福祉協議会のケアマネの事業所を指します。6月にこの条例改正をする理由でございますが、この指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めた厚生省令が令和6年4月1日に改正されました。本来なら本条例は3月議会に上程すべきところ遅れてしまいました。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第33号、太地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、太地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正は、原案のとおり可決されました。

---

△日程15 議案34号

○議長（福田忠由君）

日程第15 議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

説明いたします。資料の新旧対照表の改正後をご覧ください。今回の改正は、特別職の非常勤職員として、上から四つ目にあるように、子ども・子育て支援会議委員を一番下のこども園医、2ページにいきまして、上からこども園歯科医、こども園薬剤師、学校医、学校歯

科医、学校薬剤師を新たに位置づけることから、それぞれ報酬額を規定するものです。なお、報酬額の決定に当たりましては、報酬審議会に諮問を行い、全会一致で賛成の答申をいただいていることを申し添えます。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ、今回の子ども・子育て支援会議委員、日額3,500円と、こども園医の日額、年額とか載ってきたんですけども、なぜ、今ここに追加してきたのか、その理由だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

今回提案させていただいた職なんですけども、これまで謝金という形でお支払いを行ってきました。ただ、いろいろ調べてみますと、これらの職というのは地方公務員でいうところの特別職にあたるということが分かりました。この場合、報酬として支払うことになるため、今回、新たに条例に追加させていただくものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第16 議案第35号

○議長（福田忠由君）

日程第16 議案第35号、太地町子ども・子育て支援会議設置条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、本条例の上位法である子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、条ずれを整備するために改正するものです。改正内容は、子育て支援法の子ども・子育て支援会議の設置を定める条文が第77条から第72条に条ずれしたことに伴い改正させていただくものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしています。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第35号、太地町子ども・子育て支援会議設置条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、太地町子ども・子育て支援会議設置条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第17 議案第36号

○議長（福田忠由君）

日程第17 議案第36号、財産の取得の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

説明いたします。財産を取得するために議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものですが、内容につきましては、多目的センターの機能訓練用のトレーニング器具の購入となっております。契約の目的、機能訓練用トレーニング器具購入、入札の方法、随意契約、契約金額2,226万9,643円、契約相手先ですが、東京都北区上中里1-37-15、インターリハ株式会社、代表取締役、菅野洋平でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

何でこれ随意契約なんですか。相手が東京ということは、大阪とかそういうのはなかったですか。その2点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら随契に至った理由なんですけれども、購入ですね、選定しました器具がフィンランドのフー社という会社の商品でございます。太地町でいうとレッドコードとか取り扱ってる業者になるんですけれども、こちらが国内では唯一の代理店となっております。ですので、他社と比較することがちょっとできませんので随意契約とさせていただきました。本社が東京ございまして、営業所と言いますか、大阪にもございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

トレーニング器具、いろいろな会社があるでしょう。何でここを選んだんですか。ロープの、それは関係ないやないですか。そのトレーニング機器。ほかに幾らでもあるんちゃうかなと思うけど、それちょっと理由にならないように思うんやけどね。その辺ちょっと説明してください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

器具の選定にあたりましては、こちらは空気圧で細かな荷重設定ができる商品ということで、個々に合ったトレーニングが可能である器具ということと、あと那智勝浦町立温泉病院でも使用している器具という点が決め手となりました。なぜ、勝浦温泉病院と同じ器具なの

かというところで、こちらは病院でリハビリを受けている方が在宅に戻られても病院と連携して理学療法士が指導をしながら、退院後も継続してリハビリができるというメリットもございますので、本機種を選定をいたしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

プロのスポーツ選手も使えるやつですか。それとも、それより軽いというかな、どう言ったらいいか分からんけど、そのプロのスポーツ選手が使えるような器具なのか、今までどおりの普通の人しか使えない、普通の人しか使えないと言ったらおかしいですけど、とりあえずプロの選手が使えるトレーニング器具なんかちょっと聞かせておいてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

フィットネスクラブとか、そういう介護施設とか医療機関とかそういうところでも幅広く使われている器具というふうに伺っておりますので、本格的な器具というふうに認識しております。ですので、そういうプロのトレーニングにも耐えられる製品だと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

5 番、久原君。

○5 番（久原拓美君）

みんな楽しみにしてると思います。今の器具、機械が古くなって新しく更新されるの楽しみにしてると思います。私も楽しみにしてるんですけども、どんな器具をどれだけ入れるのか、数どれだけ入れるのか、具体的に金額出てるんだから、その明細みたいなものがあれば議会で配っていただけたら非常に分かりやすいかなと思うんです。ほかの町民の方も興味ある方にどんなもの、どんな機械が入るよというような説明もできるかと思うんで、もしあったら配っていただけませんか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

カタログがございますので、どういうものかということで、部位のほうでちょっと申し上げますと、上肢用を2台、下肢用を5台、体幹用2台、エルゴメーターという、こういうこぐタイプのを2台予定をしております。計11台予定しております。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから、議案第36号、財産の取得の件を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号、財産の取得の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第18 議案第37号

○議長(福田忠由君)

日程第18 議案第37号、町道路線の廃止を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長(井上正哉君)

町道路線の廃止について説明いたします。本議案については、森浦の本浦地区にある路線番号57の本浦1号線の廃止を行うものであります。廃止箇所については、添付の箇所図の資料をご覧ください。廃止の理由としては、令和5年度に工事が完了した本浦駐車場整備工事に伴い、町道を再整備したことにより、終点が変更となったことによるものです。このような町道の起点や終点が変わった場合、単に路線の変更の手続によることができず、旧路線を廃止し、新路線の認定の二重の手続を要することとなっております。次の議案第38号で、本議案に係る新路線の認定について上程しております。以上です。

○議長(福田忠由君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第37号、町道路線の廃止を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、町道路線の廃止は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第19 議案第38号

○議長（福田忠由君）

日程第19 議案第38号、町道路線の認定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

町道路線の認定について説明いたします。森浦の本浦地区にある路線番号57の本浦1号線、平見の通谷地区にある路線番号291の北通谷1号線の2路線を認定を行うものであります。認定箇所については、添付の箇所図の資料1枚目の本浦1号線については、さきの議案第37号でありましたように、本浦駐車場整備工事に伴い、路点の終点が4.1メートルほど延長が変わりまして終点が変更したことに伴う路線の認定であります。資料2枚目の北通谷1号線については、令和5年度に北通谷地区道路新設工事が完了したことにより認定するものであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

本浦1号線については分かるんですけども、北通谷1号線、これはもう町民から議員さんが住んだら道つくってくれる、つけてくれるのかとよく聞かれるんですよ。これ、どういう理由でつけたのか、ちゃんと説明しておいてもうたら僕も説明しやすいんで、すいませんけどお願いします。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

まず、平見地区は近年住宅の建築が増えております。道沿いに住宅が建ってしまえば、奥

に入る道というのは、これなかなか広げられないという状況でございます。今後、活用の見込みがある場合、道路の整備工事はできるだけ早くやっておきたいというのが信条でございます。今回の道路は、現在、検討が進められている平見地区の谷埋めによる造成など、アクセス道として将来的につながるものではないかというふうに考えております。そのため、土地の寄附などで協力いただけて、将来的に道路の整備につながるものに対しては整備を行い、認定をさせていただくというものでございまして、また、認定により交付税の算定の基礎となるということもございまして、それもございまして、以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

本浦1号線、4メートルほど延長が伸びて、これ延長が伸びたというのをもう少し詳しく、なぜ伸びたのか、もともとその4メートルはどういう土地だったのかということ。それから、北通谷1号線、これも私、漁野議員と同じで住民から随分なぜなんだと、自分たちも要望してるけど叶わないのに、なぜということをよく聞かれるんですね。私も非常に困るのが、ここ埋立て云々という今説明ありましたが、であれば、今策定しようとしている計画ができてからでも遅くはなかったんじゃないか、あるいはもしかしたら有利な起債があったのか、あるいは補助金があった可能性もありますね。なぜここだけ急いだのかというの、もう少し住民に説明できる根拠を教えてください。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

本浦1号線について説明させていただきます。こちらのほう、もともと町有地が4メートルほどあったんですけども、そちらの、この駐車場整備に伴いまして、道路の側溝がそちらへちょっと延長させていただきました。その辺で道路の終点を変更させていただいたものがあります。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

道路につきましては、やっぱり平見地区というのは狭い道路がありまして、広げたいというところで先ほど説明させていただいたんですけども、実際、寄附いただけたところを優先的にやっております。というのは、こちらの反対側にある南通谷についても、実は道路を広げておりまして、この寄附が皆さんから叶ったと、これ本当に皆さんの協力があって道路ができたというふうに認識しております。ですので、皆さんの協力が一方の方向に向かったと

きに、道路というのは、もうすぐできるときにやっておきたいということでやらせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第38号、町道路線の認定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号、町道路線の認定は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第20 議案第39号

○議長（福田忠由君）

日程第20 議案第39号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、1億7,057万8,000円を追加し、予算総額を31億4,270万2,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。この補正予算は、人事異動による人件費の補正や追加事業などの補正です。主なものについてご説明します。8ページをお願いします。総務費国庫補助金として計上している、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、13ページ、14ページに計上しております、非課税世帯等給付金事業、定額減税調整給付事業の財源です。次のページをお願いします。過疎債は、11ページに計上しております、森浦の土地の購入費、建物及び工作物補償費の財源です。緊急防災・減災事業債は、同じく11ページに計上

しております、暖海避難タワーに係る更新工事、避難誘導灯設置工事の財源です。11ページをお願いします。中ほどの企画費、土地購入費、建物及び工作物補償費は、駅前の物件の購入に係る費用で、来年度、バス待合所を整備するための購入として過疎債を活用します。下のほうの避難誘導灯設置工事は、多目的センターの駐車場に避難誘導灯を設置する予定です。13ページ、14ページをお願いします。中ほどの14ページにかけて計上している、非課税世帯等給付金事業（R6新規分）は、令和6年度の住民税において新たに非課税となった世帯、所得割がかからず均等割のみとなった世帯に対し10万円を給付する事業です。14ページに計上している子供加算分は、この対象世帯の子供1人につき5万円を加算する分です。定額減税調整給付事業は、定額減税の上限枠を使い切れなかった方に、その使い切れなかった分を給付するものです。16ページをお願いします。一番下の不動産鑑定委託料、向山地区建物調査業務委託料は、向嶋船揚場への道を整備するため行うものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

8ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の3,633万円、これはどこに使われているのか、再度説明をお願いします。それから、商工費の寄附金700万円、これはどこから来たのか。それと、土地購入はバス待合所をつくるため、来年ということなんですけども、それはそれで。それから、一番下のリヤカー5台というのを説明をお願いします。14ページの非課税世帯等給付金、これは均等割の世帯数も入っていると思うんですけども、新しく発生するという事なんで、非課税世帯というのは、今回も入れて非課税世帯と均等割世帯というのはどのぐらいあるのか、ちょっと教えておいてください。こども園の園庭土砂流出防止工事69万9,000円についても説明をお願いします。それと、15ページ、新型コロナウイルス接種委託料、それはそれで、その上の健康管理システム改修業務委託料についての説明をお願いします。16ページの太地町花火大会助成金、これは寄附金の700万円です。説明がつくのかな。それと、教育費の消毒用保管庫ですか、18ページの、その説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、11ページをお願いします。一番下のリヤカーの5台の件ですけども、これにつきましては、本年3月定例会一般質問の中で海野議員さんよりご提案いただいたところで、災害時に使う想定でリヤカーの購入ということで、こちらは非常用物資を配布した

り、要救助者の搬送時とか、こういったところを想定して今回購入の予算を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

私から8ページ、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,633万円、これ歳出のどちらに当たっているのかかというご質問に対してですが、13ページお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の10節、需用費、こちらと11節の役務費、続いて14ページです。18節の負担金補助及び交付金、次に民生費の需用費、11節、役務費、18節、負担金補助及び交付金のこちらに充当しているような形となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうからは、8ページの商工費の寄附金のほう説明させていただきます。こちらは、まず花火大会の財源になっておりまして、出先は公社のほうから400万円、漁協さんから250万円、水産さんのほうから50万円ということで700万円になってます。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

私のほうから、14ページお願いします。園庭土砂流出防止工事なんですけども、こども園の園庭で大雨が降ると、ちょっと土砂が流されてしまうところがありまして、その対策工事になるんですけども、ちょっと擁壁を設けて土を入れて傾斜をちょっと緩やかにした上で、ちょっと芝を張るという工事を考えております。あと18ページをお願いします。小学校の給食調理室のもので、これが故障しまして修繕依頼したんですけども、ちょっとそのもの自体がかなり古いもので部品がもう製造されておらず修理できないということで、新たに購入するものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

14ページの住民税非課税、あと均等割の課税世帯ということなんですけれども、こちらは150世帯を見込んでおります。15ページをお願いいたします。健康管理システム改修業務委託料なんですけれども、こちらは子宮頸がんの予防接種ワクチンの追加に伴うの情報

連携のシステム改修となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

11ページの企画費、公有財産購入の660万円、土地購入費の予算が計上されていますが、これは不動産鑑定士を入れたのかどうかですね。16ページで向山のほうは不動産鑑定委託料というのがあるんですけども、ここにはないんで、もう既に入れて購入の段階なのかということをお聞きしたいです。もう1点、16ページの太地町花火大会助成金なんですけれども、助成ということはどっかに助成ということになると思うんですけども、実行委員会をつくるのかということがまず1点ですね。この700万円でどれだけの規模の花火を打ち上げるのかということと、この700万円が花火だけなのか、それとも事務費的な経費も含まれているのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

11ページ、16節の公有財産購入費につきまして、予算計上しているこの金額につきましては、不動産鑑定士による鑑定の上、計上のほうをしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうからは、花火大会についてご説明いたします。まず、実行委員会をつくらせていただいて、6月21日に一応会をまず1回目させていただくということで今動いています。また、規模なんですけれども、令和元年度のもので見ると、マスコミに何か600発というふうにして言ってるみたいで、大体これ490万円ぐらいの予算でやられてるみたいです。今回の場合は、この700万円を使って、大体1,000発規模でいけないかなということで、ちょっと実際なんか昔600発、結構もっとあったらしいんですけど、大体1,000発というふうにして今考えておまして、この700万円を事務費込みで大体700万円今のところ見込んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

物価が高騰しているので、なかなか想定どおりの花火が打ち上げられるのかなというような気もするんですけど、一度この金額で打ち上げて皆さんどれだけの規模なのかというの

必要なのかなと思いますので、そこら辺できるだけ花火にお金をかけてほしい、この700万円のうちのね、というように思いますので、そこら辺いかがですか。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

さらに精査させていただいて、いいものを打ち上げられるように頑張りたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

9ページの過疎対策事業債、駅前のバス停事業ですね。それから、11ページの企画費の森浦の土地の購入云々、これが出てくるたびに、つい先立っても森浦の住民から聞かれたんですが、どういう計画なんですかということで、前にも私議会でこれだけの多額の税金を投入してるんだから計画案があるんじゃないかと聞いたら、和田主査のほうから計画案として絵が渡されたんですけど、本当にあれ1枚しかないんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

現在ありますのはあの計画のポンチ絵1枚のみでございます。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありますか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私、実はいや計画案がありますよということでもいただいた絵を見せたらですね、その森浦の方の家が空き地になってるんですよ。それで、説明もちろん受けてますよねと言ったら、いや受けたこともないし話もなかったというんですが、あれはもうあくまでも架空の絵として書いたものなんですか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

当時、構想図として描いておりますので、当然その所有者の方の同意というものはありませんので、今現在、その構想ということであの絵を描いております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私も議員になって6年、もう本当にこの森浦に関しては相当な事業費をつぎ込んでおりますね。夏山もそうなのですが、なかなか住民にきちっと説明する、あるいはお見せできる資料というのが我々議員であっても手元にない。実は、怒られたことがあるんですよ。あなたね、そんなレベルだのになぜ議会が承認するんだということで、相当強く怒られたことがあります。もっとしっかり、住民に説明できる計画書というのを早急に作成してほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今、議員さんおっしゃられる計画につきましては、今後、用地買収等も踏まえながら計画を立てていきたいなと思っておりますが、最終的にはどの範囲、今はどの範囲までの整備というところらまでの計画はありますが、整備内容につきましては、まだ未定でございます。今後、精査しながら図面等関係資料を作成していきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。9番、花村君。

○9番（花村 計君）

こども園費に関連して1点確認させてください。こども園費、14ページですね。太地町在住の方で0歳児の子供を預けたかったんだけど、4月に入園できなかったということで、結局、今ちょっと町外へ通ってられるんですけれども、その入れなかった理由というのはお聞かせいただけますか。

○議長（福田忠由君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

私が聞いたところによりますと、私どもは入園したいという人が条件さえ整えば全員入りたいという思いを持っていますが、町の条例、職員条例や、それから職員を募集してもなかなか来ないということもありまして、園の先生も教育委員会も入れたらという思いはあっても、その保育士がなかなか見つからないという状況で、その4月のときには断ったと聞いております。以上です。

○議長（福田忠由君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

その方の、もしその募集は継続して探してくれているということなんでしょうか。あとそ

の予算も確保されてるんでしょうかということを確認させてください。その方ですね、今町内に住まれて、勝浦の保育園に預けて、職場がまた太地なのですごい負担になってるんですね。なので、できるだけ早急に対策をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

総務課といろいろ意見を交換して、ぜひ条件を整えてあげたいということで、今、職員を募集をしておるんですが、なかなか今までの経験上からいうと、職員は募集に応じてくれません。だから、その人には非常に気の毒ですが、しばらくお待ちをいただかないといけないと思います。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に反対いたします。その土地購入費、森浦の、これが3,200万円ですか。これあそこ、橋本さんとこやったかな、前田さんとこやったかな、名前忘れたったけど、久原さんとこ、これで4物件ですか、もう1億超えてきたあるということで、僕はバス使て、電車で新宮まで行ってするけど、別にバスの待合所なんて僕は駅舎の中にあるんでね、別に必要ないんじゃないかなとこれは思っております。それと、一般会計も当初予算も僕は反対したんでね、これ、ここで賛成するわけにいかないので、太地町花火大会ですか、助成金、僕は今までどおり寄附金集めてやるべきじゃないかということで、一般会計反対したんですけれども、これも公社が400万円、漁協が250万円、水産が50万円ということで、水産なんか今もう四、五年配当金もないん違うかなと僕は思ってるんですけれども、そんなお金ようあるなと、この2点においてですね、この補正予算にはちょっと賛成することはできませんので、原案に反対いたします。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可いたします。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第39号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第39号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第21 議案第40号

○議長（福田忠由君）

日程第21 議案第40号、令和6年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

令和6年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）について説明をいたします。今回の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するシステム改修費等になります。1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億682万円とするものです。6ページをお願いいたします。歳入予算ですが、8目、1節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金208万4,000円を計上しております。7ページをお願いいたします。1目、一般管理費、11節の役務費ですが、コンピュータソフト変更及び修正手数料で195万8,000円、通知に係る郵送料としまして12万6,000円を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ、午前中にした繰越明許に、これ1,104万4,000円ですか。これが繰り越されてるんですけども、これとの関係は何もないんですか、これ。その1点だけ聞いておきます。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

そちらのほう、マイナンバーカードのふりがな表記の関係の事業になりまして、こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化ということでのシステム改修になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第40号、令和6年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和6年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

## △日程第22 議案第41号

○議長（福田忠由君）

日程第22 議案第41号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。本議案は、観光庁補助金事業地域観光新発見事業に採択されたことによる補正予算でございます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、4億3,105万1,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳入についてご説明させていただきます。博物館費国庫補助金、地域観光新発見事業補助金につきまして700万円を計上しております。歳出でご説明いたします、地域観光新発見事業延べ1,100万円に係る補

助額となります。補助率は400万円まで定額、それを超える部分については、補助率2分の1となっております。5ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。補正に係る地域観光新発見事業について、当該補助金を活用して、主に新コンテンツ、ナイトミュージアムの造成と、博物館ホームページの全面リニューアルに取り組みます。12節、委託料、ホームページ制作委託料につきまして、350万円減額いたしました。それに代わり、ホームページ制作委託料、地域観光新発見事業分として385万円を計上させていただきました。以上について、ホームページ制作が補助事業対象となったことによるものです。コンテンツ造成実証委託料385万円につきまして、造成コンテンツ、ナイトミュージアムを軸とするイベントでも及びモニターツアーを実施するためのものです。続きまして、コンテンツ造成企画調整委託料165万円は、補助金事業に係る全体コーディネートへの委託によるものです。14節、工事請負費、照明等演出設備工事165万円につきまして、ナイトミュージアム造成に必要な照明等の工事費になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

なかなか予算、これなんかややこしくはないんやろうけど非常に分かりにくいんで、それはそれでええんやけど、地域観光新発見事業というのはどういう事業なのかですね。それと、ホームページはどこへ委託するのか。それから造成実証はどこへ委託するのか。造成企画調整、これも委託ですね。これもどこへ委託するのかですね。それを教えておいてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、この補助事業、地域観光新発見事業がどういうものかということでございますが、所管は観光庁でございます。事業概要につきましては、地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、十分なマーケティングデータを生かした磨き上げから、適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援ということで、そういった事業に適応した企画が今回採択の対象となったというふうに存じております。また、今回のホームページ制作、そのほかコンテンツ造成に係る委託先でございますが、まだ委託先のほうは決定しておりません。複数社の業者から見積りとヒアリングを通して、今、この後もし採択されましたら事業選定を決定していく次第でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

5ページのホームページの制作委託料、これ前々からこれもっと有効活用をしてほしいということで一般質問もしたことありました。それで、もうご存じだと思いますけど、一番のアクセス数を誇ってる旭川の動物園、あそこあれはホームページだけじゃなくてフェイスブックだとかXのフォロワーも日本で一番大きいんですが、このホームページの委託料にはフェイスブックの新設、新設じゃない既にあるんですか、リニューアルとかも費用は入ってるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

議員さんおっしゃるとおり、博物館の今のホームページについては課題も多くあるかと思っています。その上で、今のホームページはデータ容量が小さいものでなかなか新しい機能がつけづらいということもありましたので、新しいホームページにつきましては、そういったまですデータ容量の拡張から始めていきたいと思っています。その上で、その機能の中で対応できるような機能を随時つけていくというようなことを想定しています。博物館のSNS等につきましては、今、インスタグラム、あとフェイスブックを運営しております。ただ、まだ旭山動物園ですか、そういったところとアクセス数は及ばないと思いますので、それについてはこの後も努力して、アクセス数、またフォロワー数等を増やしていきたいというふうに思っております。ホームページのこのリニューアルでの目玉となりますのが、多言語化であったり、予約システムの導入であったり、デザイン性向上、またセキュリティ強化、あと書換えとかができるCMS機能というのがあるんですけども、そういったことをこれから増設して運用していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今、コロナがだいぶ下火になってきたのと、あと円安の恩恵だと思うんですけど、物すごい南紀地方にはインバウンドが増えておりますね。私の姉の民宿も小さな汚い民宿なんですけど、宿泊客の7割がインバウンドになっております。昨日も私は隣町の依頼を受けて、お寺の再建の案内をやったんですけど、これも給付者、ファンドの大半がインバウンドになっております。となると、やはり彼らの特徴なんですけど、情報の発信能力が物すごい高いですね。私がUターンしたときに、もうその辺であの黒いドクロマークの反捕鯨団体の連中がここからフェイスブックだとか動画をアップしておりましたけど、いわゆるそういう逆に彼らのあの潜在能力を利用するためには、ホームページだとか、今おっしゃったインスタグラム

だとかをインバウンドにもきちっと情報発信できるような、そういう工夫もされたらどうかと思います。非常に、とてもナイーブな問題なんですけど、でもやはり賛成者も増やさなきゃ、そのための情報も発信しなければ、単なる亀さんが首をすくめてそういう状態になってしまいます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

議員さんおっしゃるとおり、ナイーブな一面がある一方、積極的にインバウンドのお客様を集めるということはこれから推進させていかなきゃいけないと思っております。その上で、SNSを多言語化、すぐにはするということは難しいとは思いますが、まず、ホームページで多言語化、今予定しておりますのは英語ですとか、簡体語、繁体語そういったことでご案内できるページも作成しようと思っておりますので、そういったインバウンドの誘客についても努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第41号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### △日程第23 議員派遣の件

○議長（福田忠由君）

日程第23 議員派遣の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（漁野チエミ君）

議員派遣の件、令和6年6月13日、本議会は地方自治法第100条第13項及び会議規

則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。記1、令和6年度和歌山県町村議会全議員研修会、主催、和歌山県町村議会議長会、1、目的、議会議員としての資質の向上に資するため、2、派遣場所、西牟婁郡上富田町朝来758番地の1、上富田文化会館文化ホール、3、期間、令和6年8月6日火曜日の1日間、4、派遣議員、漁野尚登議員、森岡茂夫議員、海野好詔議員、久原拓美議員、塩崎伸一議員、三原勝利議員、筋師光博議員、花村計議員、水谷育生議員、福田忠由議員、以上です。

○議長（福田忠由君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議員派遣の件を採決します。お諮りします。本件はお手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり可決いたしました。お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その扱いを議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任することに決定いたしました。

△散 会

○議長（福田忠由君）

本日はこれで散会いたします。明日は午前9時より再開いたします。

散会 午後2時03分

太地町議会議長          福田 忠由

太地町議会議員          久原 拓美

太地町議会議員          塩崎 伸一